

別紙

令和3年10月 設計積算要領 新旧対照表  
(関係部分のみ抜粋)

森林整備保全事業設計積算要領 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>北海道森林管理局森林整備保全事業設計積算要領（林道事業）の制定について</p> <p>平成 23 年 3 月 31 日付け 22 北森二第 27 号 北海道森林管理局長から各森林管理（支）署長あて 〔最終改正〕令和 3 年 9 月 7 日 3 北森二第 41 号</p> <p>北海道森林管理局森林整備保全事業設計積算要領（林道事業）を別紙のとおり制定し、平成 23 年度以降に実施する事業から適用することとしたので、この要領に基づき適切に実施されたい。</p> <p>1 基 本</p> <p>森林整備保全事業設計積算要領の制定について</p> <p>平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号 林野庁長官より森林管理局（分局）長及び知事あて 〔最終改正〕令和 3 年 3 月 31 日 2 林整計第 816 号</p> <p>森林整備保全事業設計積算要領を別紙のとおり制定し、平成 12 年 4 月 1 日以降に着手される事業から適用することとしたので、事業の運営に遺憾のないようにされたい。 また、森林整備事業設計書作成要領の制定について（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 132 号）（治山編及び林道編）は、平成 12 年 3 月 31 日をもって廃止することとしたので、了知されたい。 なお、平成 12 年 3 月 31 日以前に発注された工事で、平成 12 年 4 月 1 日以降も引き続き施工される工事については、上記の廃止された通達が適用されるので念のため申し添える。</p> <p>森林整備保全事業設計積算要領</p> <p>第 1～9 [ 略 ]</p> <p>（参考資料） 設計書の単位（金額）</p> <p>[ 略 ]</p> <p>「森林整備保全事業設計積算要領」等における貨物自動車の運賃料金の取扱いについて</p> <p>[ 略 ]</p>	<p>北海道森林管理局森林整備保全事業設計積算要領（林道事業）の制定について</p> <p>平成 23 年 3 月 31 日付け 22 北森二第 27 号 北海道森林管理局長から各森林管理（支）署長あて 〔最終改正〕令和 3 年 3 月 19 日 2 北森二第 52 号</p> <p>北海道森林管理局森林整備保全事業設計積算要領（林道事業）を別紙のとおり制定し、平成 23 年度以降に実施する事業から適用することとしたので、この要領に基づき適切に実施されたい。</p> <p>1 基 本</p> <p>森林整備保全事業設計積算要領の制定について</p> <p>平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号 林野庁長官より森林管理局（分局）長及び知事あて 〔最終改正〕令和 2 年 4 月 2 日 元林整計第 883 号</p> <p>森林整備保全事業設計積算要領を別紙のとおり制定し、平成 12 年 4 月 1 日以降に着手される事業から適用することとしたので、事業の運営に遺憾のないようにされたい。 また、森林整備事業設計書作成要領の制定について（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 132 号）（治山編及び林道編）は、平成 12 年 3 月 31 日をもって廃止することとしたので、了知されたい。 なお、平成 12 年 3 月 31 日以前に発注された工事で、平成 12 年 4 月 1 日以降も引き続き施工される工事については、上記の廃止された通達が適用されるので念のため申し添える。</p> <p>森林整備保全事業設計積算要領</p> <p>第 1～9 [ 略 ]</p> <p>（参考資料） 設計書の単位（金額）</p> <p>[ 略 ]</p> <p>「森林整備保全事業設計積算要領」等における貨物自動車の運賃料金の取扱いについて</p> <p>[ 略 ]</p>

森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて

平成 11 年 7 月 1 日付け 11 - 13  
林野庁指導部長、国有林野部長より  
森林管理局(分局)森林整備部長あて  
[最終改正] 令和 3 年 3 月 31 日 2 林整計第 818 号

森林整備保全事業の設計積算については、森林整備保全事業設計積算要領（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通達。「以下「設計積算要領」という。）及び森林整備保全事業標準歩掛（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 133 号林野庁長官通知。以下「標準歩掛」という。）で定められているところであるが、その細部の取扱いについて、下記により取り扱うこととしたので通知する。

なお、「治山事業設計書作成要領等の細部取扱いについて」（平成 5 年 4 月 1 日付け 5 - 2 林野庁指導部長通達）、「治山事業設計書作成要領及び民有林林道事業設計書作成要領の細部取扱いについて」（平成 6 年 4 月 8 日付け 6 - 10 林野庁指導部長通達）及び「森林整備事業における「押土作業等の作業効率・損料補正の運用について」（平成 11 年 9 月 30 日付け 11-16 林野庁指導部計画課長通知）は廃止する。

記

1～5 [ 略 ]

(別表)  
山間僻地の判定基準点数表

[ 略 ]

A [ 略 ]

B 林道事業における工期設定について

1 積算基準日（工期の始期）等について

- (1) 契約予定日は入札予定日から 2 日後とし、積算基準日はその翌日からとする。
- (2) 上記契約予定日の算定で土・日曜日、祝・祭日を挟む場合は、その日数を加えるものとする。
- (3) [ 略 ]
- (4) 入札日が当初予定していた日に実施された場合で、実際の契約日が(1)で予定していた日と異なってもそのことに伴う設計変更は行わないものとする。

2 工期設定について

工期の設定については、「必携 森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて 9 適切な工期の設定について」を適用する。

森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて

平成 11 年 7 月 1 日付け 11 - 13  
林野庁指導部長、国有林野部長より  
森林管理局(分局)森林整備部長あて  
[最終改正] 令和 2 年 4 月 2 日 元林整計第 884 号

森林整備保全事業の設計積算については、森林整備保全事業設計積算要領（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通達。「以下「設計積算要領」という。）及び森林整備保全事業標準歩掛（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 133 号林野庁長官通知。以下「標準歩掛」という。）で定められているところであるが、その細部の取扱いについて、下記により取り扱うこととしたので通知する。

なお、「治山事業設計書作成要領等の細部取扱いについて」（平成 5 年 4 月 1 日付け 5 - 2 林野庁指導部長通達）、「治山事業設計書作成要領及び民有林林道事業設計書作成要領の細部取扱いについて」（平成 6 年 4 月 8 日付け 6 - 10 林野庁指導部長通達）及び「森林整備事業における「押土作業等の作業効率・損料補正の運用について」（平成 11 年 9 月 30 日付け 11-16 林野庁指導部計画課長通知）は廃止する。

記

1～5 [ 略 ]

(別表)  
山間僻地の判定基準点数表

[ 略 ]

A [ 略 ]

B 林道事業における工期設定について

1 積算基準日について

- (1) 積算基準日は入札予定日から 3 日後とする。
- (2) 上記の算定で土・日曜日、祝・祭日を挟む場合は、その日数を加えるものとする。

(3) [ 略 ]

- (4) 入札日が当初予定していた日に実施された場合で、実際の契約日が積算基準日と異なってもそのことに伴う設計変更は行わないものとする。

2 工期設定について

[ 新設 ]

(1) 施工に必要な実日数の設定が困難な場合は、「必携 森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて 9 適切な工期の設定について 表 9-3」によるものとする。

[ 削る ]

なお、この表 9-3 の工期には、準備期間、後片付け期間及び不稼働日を含むものとする。

また、余裕期間については、通常の工期に含めることとし、余裕期間を設けることによる工期の延長は行わないものとする。

(2)～(3) [ 略 ]

(4) 翌債等で契約する場合で除雪工を計上しない場合は、施工条件を明示するとともに、その標準工期に50日を目安に加算するものとし、冬期日数は契約年度の日数はカウントせず、契約翌年度の日数のみをカウントするものとする。

(5)～(9) [ 略 ]

[ 削る ]

[ 削る ]

C～H [ 略 ]

## 2 土 工

森林整備保全事業標準歩掛の制定について

平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 133 号  
林野庁長官より森林管理局(分局)長及び知事あて  
〔最終改正〕令和 3 年 3 月 31 日 2 林整計第 816 号

(1) 請負工事に使用する工期は、下表「工期算定標準表」によるものとする。

ただし、下表により難い場合は、現場条件等を考慮し、別途算定するものとする。

[ 新設 ]

(2)～(3) [ 略 ]

(4) 翌債等で契約する場合で除雪工を計上しない場合は、施工条件を明示するとともに、その標準工期に50日を目安に加算するものとする。

(5)～(9) [ 略 ]

(10) 標準工期には、準備期間を含んでいる。

工期算定標準表

直接工事費	標準工期	直接工事費	標準工期
30 万円以上	40	1,500 万円以上	206
50 //	46	2,000 //	229
80 //	57	2,500 //	240
100 //	63	3,000 //	251
150 //	80	4,000 //	263
200 //	103	5,000 //	274
300 //	109	6,000 //	286
500 //	137	8,000 //	320
800 //	166	10,000 //	343
1,000 //	183		

C～H [ 略 ]

## 2 土 工

森林整備保全事業標準歩掛の制定について

平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 133 号  
林野庁長官より森林管理局(分局)長及び知事あて  
〔最終改正〕令和 2 年 4 月 2 日 元林整計第 883 号

このことについて、森林整備保全事業（治山関係事業及び林道関係事業をいう。）の標準歩掛及びその留意事項を別紙のとおり定めたので、平成 11 年 4 月 1 日以降の発注に係る設計積算の参考とされたい。

なお、「治山事業設計標準歩掛について」（昭和 59 年 3 月 15 日付け 59 林野治第 527 号林野庁長官通達）「民有林林道事業設計書作成要領について」（昭和 43 年 5 月 20 日付け 43 林野道第 149 号林野庁長官通達）は廃止する。

別紙

森林整備保全事業標準歩掛の留意事項

1～8 [ 略 ]

押土作業等の適用土質、損料補正について [ 略 ]

1～20 [ 略 ]

3～4 [ 略 ]

5 溝渠工・法面工

1 溝渠工（水路工）

(1)～(8) [ 略 ]

(9) コルゲートパイプ等

ア. コルゲートパイプ

必携 施工パ基準 2 章 共通工 ⑭ 3-12 を適用する。

円形 1 型の管径 250～600mm、管径 1,350mm と、円形 2 型の管径 1,750mm の歩掛は次のとおりする。

(10m 当たり)

型式		円形		
管径	mm	<u>250～600</u>	1,350	1,750
普通作業員	人	<u>2.6</u>	5.7	12.8

※撤去歩掛は、据付歩掛の 50 % とする。

このことについて、森林整備保全事業（治山関係事業及び林道関係事業をいう。）の標準歩掛及びその留意事項を別紙のとおり定めたので、平成 11 年 4 月 1 日以降の発注に係る設計積算の参考とされたい。

なお、「治山事業設計標準歩掛について」（昭和 59 年 3 月 15 日付け 59 林野治第 527 号林野庁長官通達）「民有林林道事業設計書作成要領について」（昭和 43 年 5 月 20 日付け 43 林野道第 149 号林野庁長官通達）は廃止する。

別紙

森林整備保全事業標準歩掛の留意事項

1～8 [ 略 ]

押土作業等の適用土質、損料補正について [ 略 ]

1～20 [ 略 ]

3～4 [ 略 ]

5 溝渠工・法面工

1 溝渠工（水路工）

(1)～(8) [ 略 ]

(9) コルゲートパイプ等

ア. コルゲートパイプ

必携 施工パ基準 2 章 共通工 ⑭ 3-12 を適用する。

円形 1 型の管径 1,350mm と、円形 2 型の管径 1,750mm の歩掛は次のとおりする。

(10m 当たり)

型式		円形	
管径	mm	1,350	1,750
普通作業員	人	5.7	12.8

※撤去歩掛は、据付歩掛の 50 % とする。

イ～ウ [ 略 ]

(10)～(11) [ 略 ]

2～16 [ 略 ]

6～10 [ 略 ]

11 路体強化工

1～3 [ 略 ]

4 側溝整備

(1)～(2) [ 略 ]

[ 削る ]

イ～ウ [ 略 ]

(10)～(11) [ 略 ]

2～16 [ 略 ]

6～10 [ 略 ]

11 路体強化工

1～3 [ 略 ]

4 側溝整備

(1)～(2) [ 略 ]

(3) 土工量の算定

$$VR = \frac{3,600}{C_m} \times q \times E \quad (\text{m}^3/\text{h})$$

$q$  : 1サイクル当たり掘削積込量 =  $q_o \times K = 0.35 \times 0.98 = 0.34\text{m}^3$

$q_o$  : 平積標準バケット容量 (0.35m<sup>3</sup>)

$K$  : バケット係数 (0.98)

$E$  : 作業効率

$C_m$  : 1サイクルの所要時間 (旋回角度90°で30sec)

※ 砂・砂質土の普通の場合  $E = 0.65$

$$VR = \frac{3,600}{30} \times 0.34 \times 0.65 = 26.5 \quad (\text{m}^3/\text{h})$$

※ 粘性土・礫質土の普通の場合  $E = 0.60$

$$VR = \frac{3,600}{30} \times 0.34 \times 0.60 = 24.5 \quad (\text{m}^3/\text{h})$$

$$1 \text{ 時間あたり側溝素掘作業量} = \frac{\text{時間あたり作業量}}{\text{側溝断面積}} \quad (\text{m}^2/\text{h})$$

側溝断面積 : 0.18m<sup>2</sup>

(3) [ 略 ]

(4) [ 略 ]

5 小崩土除去

(1) 使用機械は、バックホウ〔クローラ型〕排出ガス対策型（第2次基準値）山積0.8m<sup>3</sup>（平積0.6m<sup>3</sup>）級を標準とする。

[ 削る ]

[ 削る ]

12～14 [ 略 ]

(4) [ 略 ]

(5) [ 略 ]

5 小崩土除去

(1) 使用機械は、バックホウ〔クローラ型〕排出ガス対策型（第2次基準値）山積0.8m<sup>3</sup>（平積0.6m<sup>3</sup>）級を標準とする。

幅員3.5mの林業専用道規格の路線については、バックホウ〔クローラ型〕排出ガス対策型（第1次基準値）山積0.45m<sup>3</sup>（平積0.35m<sup>3</sup>）級を標準とする。

(2) 土工量の算定

$$VR = \frac{3,600}{C_m} \times q \times E \quad (\text{m}^3/\text{h})$$

$$q : 1 \text{ サイクルあたり掘削積込量} = q_o \times K = 0.60 \times 0.98 = 0.59 \text{ m}^3$$

$$q_o : \text{平積標準バケット容量 (0.60 m}^3\text{)}$$

$$K : \text{バケット係数 (0.98)}$$

$$E : \text{作業効率}$$

$$C_m : 1 \text{ サイクルの所要時間 (旋回角度90^\circ \text{ で30sec)}$$

※ 砂・砂質土の普通の場合  $E = 0.70$

$$VR = \frac{3,600}{30} \times 0.59 \times 0.70 = 49.6 \quad (\text{m}^3/\text{h})$$

※ 粘性土・礫質土の普通の場合  $E = 0.65$

$$VR = \frac{3,600}{30} \times 0.59 \times 0.65 = 46.0 \quad (\text{m}^3/\text{h})$$

12～14 [ 略 ]